

【 公益社団法人日本栄養士会 特定分野認定制度 】

小児分野の栄養管理等を行う適格性を有する管理栄養士及び栄養士の認定に係る制度規則

2023年5月28日 制定

(目的)

第1条 小児分野の栄養管理等を行う適格性を有する管理栄養士及び栄養士の認定に係る制度（以下「本認定制度」という。）は、小児の発育、成長過程における疾患の治療に有益な専門技術的な関与を行うとともに、小児及びこれを保護する立場にある者の自律的な栄養管理に資する助言、指導その他の支援を行ううえで必要かつ実務的な知識及び技能があると認められる管理栄養士及び栄養士を認定し、もって、これら認定に係る管理栄養士及び栄養士の活動をとおして、疾患を有する小児の成長と発達に寄与することを目的とする。

(本認定制度の設置及び運営)

第1条の2 本認定制度は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）が、これを設置及び運営する。

2 本会は、本認定制度を設置及び運営するにあたり、一般社団法人日本臨床栄養協会、日本臨床栄養学会及び小児関連団体等との連携に意を用いることとする。

(呼称)

第2条 本認定制度で、小児分野の栄養管理等を行う適格性を有する管理栄養士及び栄養士として認定された者の呼称は、「小児栄養分野管理栄養士」又は「小児栄養分野栄養士」とする。

(認定委員会)

第3条 本認定制度の運営を掌らせるため、本会に、認定委員会を置く。

2 認定委員会は、次の業務を行う。

一 研修等プログラムの開発

二 認定試験の問題の作成及び決定と同試験の可否の判定

三 事例報告の審査

四 「小児分野の栄養管理等を行う適格性を有する管理栄養士及び栄養士である」認定（以下「小児栄養分野適格認定」という。）者の決定及び同決定に基づく意見の作成

3 認定委員は、第2項の業務を行うにあたって必要な学識と経験のある者のうちから、本会会長が任命する。

4 認定委員会委員長は、委員の互選によって選出する。

5 認定委員の数は、12名以内とする。

6 認定委員の任期は、2年以内とし、本会役員の任期に準じた時までとする。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 認定委員は、再任することができる。

- 8 認定委員会委員その他試験に関する認定業務を行う者は、認定業務実施にあたり、秘密を守り、厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(運営等小委員会)

第4条 認定委員会は、前条第2項第1号の業務を補佐させるために次の第1号の小委員会を、また、前条第2項第2号の業務を補佐させるために次の第2号の小委員会をそれぞれ設ける(本条の次の委員会を総称して、以下「運営等小委員会」という。)

- 一 研修小委員会
 - 二 試験小委員会
 - 三 事例考査小委員会
- 2 運営等小委員会の委員は、認定委員会が選定する。
 - 3 運営等小委員会の構成及び運営については、別に定める。

(認定試験)

第5条 認定試験は、以下の各号の事項が習得されているか否かを判定するものとする。

- 一 小児の成長・発達に関する基礎的な知識
- 二 小児期の病態や栄養管理に関する基礎的な知識
- 三 その他、小児期の栄養の指導を行ううえで必要な知識と技能

(小児栄養分野適格認定を可とする者の決定)

第6条 認定委員会は、次の各号に該当し、別に定める申請料を納付した者をもって小児栄養分野適格認定を可とする者を決定する。

- 一 管理栄養士若しくは栄養士の免許を有していること
 - 二 本会の会員であること
 - 三 管理栄養士若しくは栄養士としての実務経験3年(通算1,000日)以上あること
 - 四 本会の指定する研修を履修し、別に定める単位を取得していること
 - 五 別に定める審査に必要な書類を別に定める方法で提出し、その内容が適正であること
 - 六 認定試験に合格していること
- 2 認定委員会は、前項の決定をしたときは、すみやかに同決定に基づく意見を作成し、本会会長にこれを具申する。

(小児栄養分野適格認定の実施)

第7条 小児栄養分野適格認定は、本会会長が前条第2項の意見に基づき、これを行う。

- 2 小児栄養分野適格認定を受けた者は、別に定める認定料を期限内に納付しなければならない。
- 3 小児栄養分野適格認定の有効期間は、同認定のあった日から5年間とし、5年ごとに同認定を受けた者(以下「小児栄養分野管理栄養士及び小児栄養分野栄養士」という。)の申請によって更新することができる。ただし、有効期間中であっても、同認定者が本会を退会したときは、同認定はその効力を失う。

(登録名簿)

第8条 本会の事務局に、小児栄養分野適格認定者たる管理栄養士及び栄養士の登録名簿（「小児栄養分野管理栄養士及び小児栄養分野栄養士名簿」。以下「登録名簿」という。）を備え、同認定を受けた者に関する事項を登録する。

(認定証)

第9条 小児栄養分野適格認定は、これを受けた者を登録名簿に登録することによって行う。

2 小児栄養分野管理栄養士及び小児栄養分野栄養士には、同認定後すみやかに小児栄養分野適格認定者たることを表記した証書（以下「認定証」という。）を交付する。

(小児栄養分野適格認定の更新)

第10条 小児栄養分野適格認定は更新することができる。

2 前項の更新に必要な研究業績及び研修業績とその単位数は別に定める。

3 小児栄養分野管理栄養士及び小児栄養分野栄養士は、初回更新までに本会生涯教育基本研修必須20単位を修了しなければならない。

4 更新を受け、認定証の交付を受ける者は、別に定める更新料を納付しなければならない。

(不正行為)

第11条 試験に関して不正の行為があった場合には、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

2 前項の不正行為に関与した委員については、その職務の執行を停止し、必要に応じて委員会から除籍することができる。

(認定の取消し等)

第12条 小児栄養分野管理栄養士及び小児栄養分野栄養士が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の意見に基づいて、認定を取り消すことができる。

- 一 小児栄養分野適格認定を返上したとき
- 二 小児栄養分野適格認定の更新をしなかったとき
- 三 管理栄養士免許（又は栄養士免許）を返上し又は取り消されたとき
- 四 小児栄養分野適格認定後、第11条第1項に該当することがわかったとき

(小児栄養分野適格認定の欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者には、認定を行わないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者（ただし、罰金を納付した日、又は刑期が満了した日の翌日から起算して5年を経過した者を除く。）
- 二 前号に該当する者を除くほか、管理栄養士及び栄養士の業務に関し、不正又は道義に著

しく逸脱する行為があった者、又はそのおそれがある者

(規則の変更及び見直し)

第14条 この規則は、認定委員会の審議を経て、本会の理事会の決議により変更することができる。

(規程への委任)

第15条 この規則を施行するために必要な事項は、規程に定める。

附 則

この規則は、2023年5月28日から施行する。